

● (新旧対照表)

○大崎市公共物管理条例(第1条関係)

改正後				改正前					
別表(第21条関係)				別表(第21条関係)					
区分	物件		単位	金額	区分	物件		単位	金額
使用 置	柱類 の設 置	第1種電柱	1本につき1 年	480	使用 置	第1種電柱	1本につき1 年	420	
		第2種電柱		730				第2種電柱	650
		第3種電柱		990				第3種電柱	880
		第1種電話柱		430				第1種電話柱	380
		第2種電話柱		680				第2種電話柱	610
		第3種電話柱		940				第3種電話柱	830
		その他の柱類		43				その他の柱類	38
		共架電線その他上空 に設ける線類		長さ1メー トルにつき				4	共架電線その他上空 に設ける線類
地下に設ける電線そ の他の線類	1年	3	地下に設ける電線そ の他の線類	1年	2				
路上に設ける変圧器	1個につき1 年	420	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	370				
地下に設ける変圧器	使用面積1 平方メート ルにつき1 年	260	地下に設ける変圧器	使用面積1 平方メート ルにつき1 年	230				
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1 年	850	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1 年	760				
郵便差出箱及び信書 便差出箱		360	郵便差出箱及び信書 便差出箱		320				
広告塔及び広告板	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	870	広告塔及び広告板	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	960				
鉄塔	1基につき1 年	800	鉄塔	1基につき1 年	800				
管類 の設 置	外径0.07メー トル未満のも の	長さ1メー トルにつき 1年	18	管類 の設 置	外径0.07メー トル未満のも の	長さ1メー トルにつき 1年	16		
			26				外径0.07メー トル以上0.1メ ートル未満の もの	23	
			38				外径0.1メート ル以上0.15メ ートル未満の もの	34	
			51				外径0.15メー トル以上0.2メ ートル未満の もの	45	

	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		260		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径1メートル以上のもの		510		外径1メートル以上のもの		450
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場	使用面積1平方メートルにつき1年	440		駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場	使用面積1平方メートルにつき1年	440
	農地		5		農地		5
	採草放牧地		3		採草放牧地		3
	通路及び通路橋		220		通路及び通路橋		220
	その他	工作物を設置する場合	170		その他	工作物を設置する場合	170
		工作物を設置しない場合	100			工作物を設置しない場合	100
収益	略	略	略	収益	略	略	略
備考 略				備考 略			